

障害者手帳のあれこれ, 診断書作成のポイント ～高次脳機能障害の場合～

【障害者手帳の種類】



障害者手帳を取得すると, 何か援助が受けられるって聞いたんだけど, どうやって申請するの?



やあ、カエル君。
障害者手帳とは、障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断された場合に、申請に基づき交付される手帳だよ。

障害のある人の自立支援や社会参加の促進等を目的としており, 各種福祉等のサービスを利用するときの証明書のようなものだよ。

障害者手帳の種類は3つ。
身体障害者手帳, 療育手帳(※発行する地方自治体により名称は異なることもある), 精神障害者保健福祉手帳があるんだ。

高次脳機能障害の場合は, 「精神障害者保健福祉手帳」の対象になるよ。



へ～。でも, なぜ「精神の障害」なんだろう?



高次脳機能障害は, 脳卒中や交通事故による頭部外傷によって, 脳を損傷した後に, たとえば記憶力が悪くなったり, 注意が散漫になったり, 性格が変わってしまって怒りっぽくなったりすることがあるけれど, そういった後遺症は外観からは分からないよね。

高次脳機能障害のある人も, 福祉サービス等を受けられるよう, 国がこれらの後遺症を, 器質性の精神障害として, 精神障害者保健福祉手帳の対象に含めることに決めたんだ。

高次脳機能障害に加え, たとえば, 手足の麻痺や, 視野が狭くなったり, 言葉が使えなくなるなどの身体面, にも一定の後遺症がある場合は, 別途, 身体障害者手帳を申請する人もいるよ。

【障害者手帳で利用できること】



障害者手帳を持っていると, どんな援助が受けられるの?



障害者手帳の種類や等級(※障害の程度により判定される。精神障害の場合は1～3級)により, 様々な福祉サービスを受けることができたり, 税の減免があったり, 公共交通機関の運賃割引等の制度がある。

たとえば, 京都市の場合は, 精神保健福祉手帳を見せると, 京都市営のバスや地下鉄が無料で利用できるよ。社会参加, 社会復帰を進める上で役立つよね。
ただ, 詳細は, 手帳を発行する地方自治体によって異なるため, 住んでいる自治体に問い合わせてね。

【障害者手帳の申請について】



手帳はどうやったらもらえるの?



申請は、住んでいる自治体の障害福祉の窓口(京都市の場合は、各区・支所保健福祉センターの障害保健福祉課)でするんだ。

申請できるのは、高次脳機能障害の後遺症(記憶障害や注意力の問題、性格の著しい変化等)について、診断をしてから少なくとも半年以上経過した段階から。

申請には、本人(家族)が記入する「申請書」と、いつも診てもらっている主治医が記載する「診断書」が必要なんだ。診断書の様式は、自治体により異なるので、自治体のホームページからダウンロードしたり、申請窓口でもらってね。

すでに「障害年金」を受給している人なら、「障害年金証書の写し」を提出すれば、障害者手帳の診断書は省略できる場合もあるよ。これも、詳しくは住んでいる地方自治体の窓口にお問い合わせね。

障害者手帳が発行されるかどうかと、発行される場合はその等級については、審査機関の判定により決まるんだ。発行は、申請してからおよそ2~3か月間かかることが多いよ。

【精神障害者保健福祉手帳の診断書の診断書を書ける医師】



診断書があるんだね。でも、僕の場合、精神科にはかかっていないんだけど、誰に書いてもらったらいいの？



精神障害者保健福祉手帳の診断書記載は、高次脳機能障害の場合は、精神科医である必要はなく、リハビリテーション医や神経内科医、脳神経外科医等も書いてよいことになっているんだ。

高次脳機能障害の主要症状と日常生活への影響や困っている点について具体的に記載してあることが重要なので、普段、診てもらっているかかりつけの主治医や、定期的にフォローしてもらっている主治医に書いてもらうものなんだ。

ただ、精神科以外の先生は、精神障害者保健福祉手帳の診断書を書き慣れていない場合もあるだろうから、記載のポイントや、主治医に相談するときの工夫を説明しておくね。



ぜひ、知りた~い。

【精神障害者保健福祉手帳の診断書記載のポイント】



まずよく捉え違いをされている点が、**診断書様式の右側にある、①の「生活能力の状態」**という項目。ここは、本来は一人暮らしを想定して書くところなんだ。

例えば「(1)適切な食事摂取」ができるかどうかについて、もしその患者さんが、家族に用意してもらっていて、食べる動作だけは自分でできる、っていう場合は、「援助があればできる」になるんだよね。

でも、自分で食べることができるっていう理由で、「自発的にできる」ってところに、○をつけられてしまうと、実際の状態と合わなくなってしまうんだよ。食べる動作だけでなく、食事を準備できるか、偏りすぎない食生活を送れるかといったことも含めて書いてもらう必要があるね。

こんな感じで、他の項目もその動作自体はできるからと言って、**全部「自発的にできる」に○がついていると、どうなると思う？**



う~ん、どうなるかな？



日常生活がすべて自力できていると判断されるから、当然、障害者手帳は交付されない。



え～，そんな～・・・。



「(3)金銭管理と買い物」なんかも、脳損傷の後遺症で自制が効かず、お金を使いすぎてしまう人は、自力で買い物ができたとしても、「援助が必要」、「援助があればできる」、「できない」のどれか○をすべきだよ。

左の頭頂葉の損傷により、計算ができない人なんかも、やっぱり金銭管理には援助が多量なりとも必要なことが多いよね。



うん，うん！



「(7)社会的手続きや公共施設の利用」という項目だって、もし、この手帳の申請自体を家族が手伝っているとしたら、「援助が必要」ってなるよね。



なるほど！

つまり、**主治医の先生に生活状況を反映した診断書を書いてもらえないと、実際の障害状況よりも低い等級に認定されたり、手帳が交付されない可能性がある**ってことだね。

それは大変だ！ でも、診察時間内にゆっくり、説明しにくいような・・・。

【主治医に、困りごとや生活状況を伝えるには】



そうだね。それなら工夫できるよ。

普段から、自分の生活で困ることや、家族から見て気になることなどをメモにまとめておいて、診察のときに見せるといいよ。

また、日常の生活状況を主治医に知ってもらうためのチェックリストの活用もお勧めする。※「**日常生活能力チェック表**」を参照。

これは、自分の家族や身近な支援者に、自分が日常生活でどういうことができているか、逆に支援が必要なのかを回答してもらうものなんだ。

精神障害者保健福祉手帳の診断書の項目に沿って作られているというのが、ポイントだよ。

主治医に精神障害者保健福祉手帳の診断書作成を依頼するときに、このチェックリストも渡すと、日常生活の状況を具体的に伝えることができるので、主治医の先生も、きっと記載しやすいんじゃないかな。



そうしてみるよ。



「**診断書作成マニュアル**」には、高次脳機能障害の場合の、診断書記載のポイントや注意点など、参考情報を載せておくので、よく見ておいて。

あと、**精神障害者保健福祉手帳は、2年間の有効期限があるので、注意してね。有効期限の3か月前から、更新の申請ができるので、更新が必要なら忘れずに！**

参考WEBサイト

[国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害・情報支援センター](#)

令和3年3月 京都市高次脳機能障害者支援センター